

## 第2章 飛田給駅周辺地区バリアフリー基本構想

### 1 重点整備地区の基本的な方針

本地区は、バリアフリー法第27条「基本構想の作成等の提案」に基づく市民提案を受けて設定した重点整備地区であり、特定事業計画に基づき公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化が進められました。

特に平成28年度に整備された飛田給駅南口駅前広場は、高齢者、障害者等がバスに乗降しやすいバス停留所の設置や歩道部における滑りにくい舗装の採用、視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置などのバリアフリー整備がされました。

また、飛田給駅北側の徒歩圏内には、「味の素スタジアム※(東京スタジアム)」が位置しており、令和3年に開催された東京2020大会では競技会場として利用され、多くの人々が一度に集う機会がある地区となっています。

本地区の移動等円滑化に関する基本的な方針は、マスタープランで示す以下の基本目標の達成を基本とします。

#### <基本目標>

##### ■実現性

目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期(～令和7年度)・中期(令和8年度～令和12年度)・長期(令和13年度以降)の3段階に設定します。

##### ■継続性

マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。

##### ■発展性

マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況に併せた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

バリアフリー化に当たっては、旧基本構想で位置づけた特定事業のうち、未完了の事業あるいは継続的に実施する事業を引き続き推進するとともに、今回新たに追加した生活関連施設及び生活関連経路においても、積極的に特定事業を位置づけ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

## 2 重点整備地区の位置及び区域

### (1) 重点整備地区

重点整備地区は、生活関連施設及び生活関連経路を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区になります。

また、総合的に都市の機能を向上させるうえで、有効かつ適切な地区を含む範囲を設定します。

旧重点整備地区である「飛田給駅周辺地区」は、未完了事業があることから、引き続き重点整備地区に設定します。(面積:約114ha)

なお、生活関連施設及び生活関連経路の一部が府中市内に位置するため、重点整備地区の範囲も府中市を含む地区を設定し、連携を図りながら重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

### (2) 生活関連施設

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

重点整備地区の生活関連施設は、旧基本構想の生活関連施設・準生活関連施設を基本とし、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

#### 【生活関連施設の設定方針】

- ①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設
- ②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設
- ③協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設
- ④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる民間施設等を新たに生活関連施設に設定します。

参考(旧基本構想における生活関連施設の設定方針)

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※1
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設

※1 対象目的施設:調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。  
ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設(「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設)  
イ ベビーカー使用者等の特定の利用者層が多い施設  
ウ 上記ア、イと同じ施設内又は駅からそこまで至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

表 2.1 生活関連施設の抽出条件

分類		重点整備地区	設定方針			
			①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・あさひ苑・老人憩いの家・シルバー人材センター	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	●	●		
	その他公共施設	警察署		●		
	医療施設	病院(100床以上)	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館			●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設		●		
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫				●
	郵便局	調布郵便局		●		
生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局					●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)		●		

表 2.2 飛田給駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線飛田給駅	◎
建築物	公民館・集会所	西部地域福祉センター	◎準
		飛田給ふれあいの家	◎準
		西部ふれあいの家	◎準
		西部公民館	◎
		青少年交流館	◎準
		デイセンターまなびや	◎
	保健・福祉施設	ちょうふの里	◎
		あさひ苑	◎
		子ども発達センター	◎
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	◎
		調布福祉園	◎
		障害者支援施設みずき	◎
		味の素スタジアム(東京スタジアム)	◎
	文化・体育施設	武蔵野の森総合スポーツプラザ	◎新
		調布アーバンホテル	◎準
	宿泊施設	調布アーバンホテル	◎準
商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	◎新	

※種別：◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設  
 ◎準 旧基本構想の準生活関連施設から、生活関連施設にする施設  
 ◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

### (3) 生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

重点整備地区では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、旧基本構想の生活関連経路等を踏襲しつつ、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

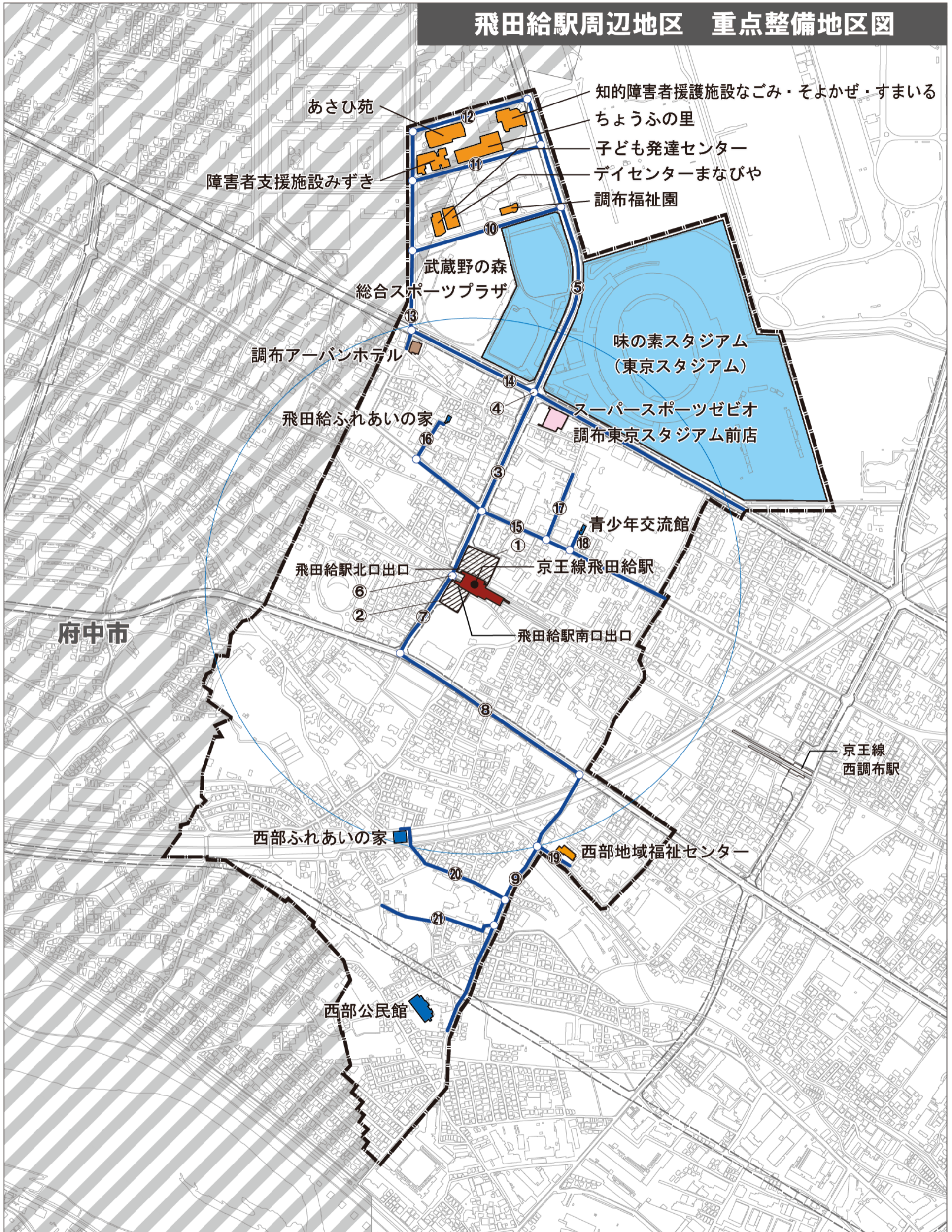
なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、重点整備地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

#### 【生活関連経路の設定方針】

- ①生活関連施設相互間の経路
- ②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路・ネットワーク経路
- ③エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路
- ④上位関連計画※1において優先整備路線等に指定されている経路

※1 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)、東京都道路バリアフリー推進計画、調布市道路網計画、調布市自転車ネットワーク計画、東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み(重点整備区間)、国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路※





飛田給駅周辺地区 重点整備地区図

生活関連施設		生活関連経路等		重点整備地区
旅客施設	文化・体育施設	生活関連経路	経路番号	
行政機関・公共施設等	宿泊施設	駅前広場		
保健・福祉施設	商業施設	都市計画道路		

図 2.1 飛田給駅周辺地区 重点整備地区図





### 3 移動等円滑化に関する事項

重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

なお、バリアフリー方針の内容は、別冊のマスタープランで示します。

また、旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に実施したアンケート調査やまちあるき点検、特定事業進捗状況調査等の結果を基に、移動等円滑化に関する考え方を以下のとおり整理しました。

#### (1) 公共交通の移動等円滑化

飛田給駅では、全ホームにおける可動式ホーム柵<sup>※</sup>の整備や触知案内図における駅構内の設備の位置や方向を案内する音声案内装置の整備などのバリアフリー化を図り、旧基本構想における全ての公共交通特定事業が完了していますが、引き続き、エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー啓発などの継続事業の推進が必要です。

また、バス・タクシーでは、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及や乗務員教育の強化が課題となっています。

そのため、今後は上記の課題を改善していくとともに、高齢者、障害者等に対する理解促進や施設利用の手助けといった人的対応・心のバリアフリーに関する取組も実施します。

#### (2) 道路の移動等円滑化

飛田給駅南口駅前広場は、特定事業計画に基づきバリアフリー整備が行われ、その他道路についても、新たな歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置などのバリアフリー化が図られ、旧基本構想における全ての道路特定事業が完了しています。

そのため、今後は更なるバリアフリー化に向けて検討を進めていくとともに、舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を実施します。

### (3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化

地区内の音響式信号機は、旧基本構想策定時から新たに9箇所に設置され、合計10箇所に設置されています。また、旧基本構想における交通安全特定事業は全て完了しています。

引き続き、音響式信号機や経過時間表示式信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置や横断歩道における歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進するとともに、違法駐車取締りの強化や自転車利用者へのマナー啓発活動を積極的に実施します。

### (4) 建築物の移動等円滑化

旧基本構想における建築物特定事業の着手率は全て完了していますが、準生活関連施設におけるその他事業については、着手率61.7%、完了率43.8%となっています。

旧基本構想における準生活関連施設は、今回生活関連施設として設定することから、引き続き未完了事業を建築物特定事業として推進するとともに、マスタープランで示すバリアフリー方針に基づき、建築物のバリアフリー化を図ります。

また、令和2年の改正バリアフリー法において、心のバリアフリーに関する特定事業として新たに追加された「教育啓発特定事業」についても積極的に位置づけていきます。



## 4 特定事業等の内容

移動等円滑化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、教育啓発特定事業、その他の事業を位置づけました。

また、旧基本構想で位置づけた特定事業等のうち、未完了である事業あるいは継続的に実施する事業についても引き続き特定事業に位置づけ、事業の推進を図ります。

なお、事業の実施時期については、短期（令和3年度～令和7年度）、中期（令和8年度～令和12年度）、長期（令和13年度以降）の3区分とし、長期には、継続的に実施する事業のほか、目標年次である令和12年度までに実現が困難であり長期的な検討を要する事業についても位置づけます。

基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、「特定事業計画の作成」と「これに基づく事業実施」の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

なお、各事業に示す実施時期の期間は、以下のとおりです。

短期	: 令和3年度～令和7年度に着手・検討
中期	: 令和8年度～令和12年度に着手・検討
長期	: 令和13年度以降に着手・検討
継続	: 計画期間を通じて継続的に実施・検討
順次	: 実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	: 実施時期について今後検討

表 2.3 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	分類	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	京王線飛田給駅	85
	バス	路線バス(京王電鉄バス株式会社)	85
		コミュニティバス(京王電鉄バス株式会社)	86
	タクシー	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	86
		タクシー(一般社団法人東京都個人タクシー協会)	87
道路 特定事業	市道	①飛田給駅北口駅前広場(調布3・3・34号線)	88
		②飛田給駅南口駅前広場(調布3・4・33号線)	88
		③スタジアム通り(主要市道33号線)	88
		④甲州街道(飛田給スタジアム歩道橋)	89
		⑤スタジアム通り(主要市道32号線)	89
		⑥飛田給西側踏切	89
		⑦調布3・4・33号線	89
		⑧品川通り(主要市道12号線)	89
		⑨主要市道15号線	90
		⑩市道西136-2号線	90
		⑪市道西136-3号線	90
		⑫(府中市)市道1-355号	91
		⑬市道西136号線	91
	国道	⑭甲州街道(国道20号)	91
	都道	⑮旧甲州街道(一般都道229号線)	91
	市道	⑯市道西35-4号線	92
		⑰市道西38号線	92
		⑱市道西102号線	92
		⑳市道西118-5号線	93
		㉑市道西118-2, 3, 4号線	93
	交通安全 特定事業	—	信号機等
建築物 特定事業	公民館・ 集会所	西部地域福祉センター	95
		飛田給ふれあいの家	95
		西部ふれあいの家	95
		西部公民館	96
		青少年交流館	96
	保健・ 福祉施設	デイセンターまなびや	97
		ちょうふの里	97
		子ども発達センター	98
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	98
		調布福祉園	99
	文化・ 体育施設	味の素スタジアム(東京スタジアム)	99
		武蔵野の森総合スポーツプラザ	99
	宿泊施設	調布アーバンホテル	100
	商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	100
その他 の事業	—	飛田給駅北公衆トイレ	101

※道路特定事業に示す①～㉑の番号は79ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業者 事業主体:京王電鉄株式会社

表 2.4 鉄道事業者における事業の内容

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
飛田給駅	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
	案内・情報 バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を継続して掲示します。	継続
	教育啓発・ 心の バリアフリー	駅係員, 乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー, バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(広告・ホームページ等)。	継続

イ バス事業者(路線バス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 2.5 京王電鉄バス(路線バス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駅前広場	駅前広場整備等に併せて以下を検討します。 ○駅前広場におけるバス案内(誘導案内・位置案内・路線図)の充実 ○駅前広場のバス停におけるユニバーサルデザインに配慮したベンチの設置	短期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は, 道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく, 車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し, ベンチや広告付き上屋(電灯付き)の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 乗務員の教育を実施します。	継続

教育啓発・ 心のバリアフリー	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ウ バス事業者(コミュニティバス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 2.6 京王電鉄バス(コミュニティバス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

エ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 2.7 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入を促進します。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続



オ タクシー事業者 事業主体：一般社団法人東京都個人タクシー協会

表 2.8 東京都個人タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入促進に向け、情報提供していきます。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードの設置を啓発していきます。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
役務の提供 (人的対応)	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## (2) 道路特定事業

### ア 経路番号:① 飛田給駅北口駅前広場(調布3・3・34号線) 事業主体:調布市

表 2.9 経路番号①における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	バス停は,バスが正着しやすく,車両との段差が生じない構造にします。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

### イ 経路番号:② 飛田給駅南口駅前広場(調布3・4・33号線) 事業主体:調布市

表 2.10 経路番号②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

### ウ 経路番号:③ スタジアム通り(主要市道33号線) 事業主体:調布市

表 2.11 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

エ 経路番号:④ 甲州街道(飛田給スタジアム歩道橋) 事業主体:調布市

表 2.12 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

オ 経路番号:⑤ スタジアム通り(主要市道32号線) 事業主体:調布市

表 2.13 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

カ 経路番号:⑥ 飛田給西側踏切 事業主体:京王電鉄株式会社

表 2.14 経路番号⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

キ 経路番号:⑦ 調布3・4・33号線 事業主体:調布市

表 2.15 経路番号⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ク 経路番号:⑧ 品川通り(主要市道12号線) 事業主体:調布市

表 2.16 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ケ 経路番号:⑨ 主要市道15号線 事業主体:調布市

表 2.17 経路番号⑨における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	交差点部やバス停等を中心に, 移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	継続
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や案内設備の適切な維持管理を行います。	継続

コ 経路番号:⑩ 市道西136-2号線 事業主体:調布市

表 2.18 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

サ 経路番号:⑪ 市道西136-3号線 事業主体:調布市

表 2.19 経路番号⑪における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続



シ 経路番号:⑫ (府中市)市道1-355号 事業主体:府中市

表 2.20 経路番号⑫における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	バス停に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	JIS 規格に対応した視覚障害者誘導用ブロックに改修します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(交通管理者と連携)。	継続

ス 経路番号:⑬ 市道西136号線 事業主体:調布市

表 2.21 経路番号⑬における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

セ 経路番号:⑭ 甲州街道(国道20号) 事業主体:国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

表 2.22 経路番号⑭における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	安全な歩行空間の確保に向けた方策を検討します。	長期
	自転車走行空間の安全性向上を検討します。	中期

ソ 経路番号:⑮ 旧甲州街道(一般都道229号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 2.23 経路番号⑮における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

タ 経路番号:⑯ 市道西35-4号線 事業主体:調布市

表 2.24 経路番号⑯における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

チ 経路番号:⑰ 市道西38号線 事業主体:調布市

表 2.25 経路番号⑰における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm 程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ツ 経路番号:⑱ 市道西102号線 事業主体:調布市

表 2.26 経路番号⑱における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
---------------	--	----

テ 経路番号:㉔ 市道西118-5号線 事業主体:調布市

表 2.27 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ト 経路番号:㉕ 市道西118-2, 3, 4号線 事業主体:調布市

表 2.28 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

### (3) 交通安全特定事業

#### ア 事業主体:東京都公安委員会

表 2.29 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。(道路管理者と連携)	順次
道路標識等	道路標識及び道路標示の維持管理に努めます。	継続
違法駐車	違法駐車取締りの強化や違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。	継続
安全対策	歩道のない道路では,路側帯の拡幅や平坦化,ガードレールの設置,舗装のカラー化,一方通行化,駐停車抑制策,自転車通行位置の明示など,経路の実情に合った交通安全対策を検討します(道路管理者と連携)。	順次
教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(道路管理者と連携)。	継続



#### (4) 建築物特定事業

##### ア 西部地域福祉センター 事業主体:調布市

表 2.30 西部地域福祉センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	車いす使用者用トイレの位置および使い勝手を検証します。	継続
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報 バリアフリー	トイレなど聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための従業員教育を実施します。	継続
	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

##### イ 飛田給ふれあいの家 事業主体:調布市

表 2.31 飛田給ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]温水洗浄便座を設置します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続

##### ウ 西部ふれあいの家 事業主体:調布市

表 2.32 西部ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続

エ 西部公民館 事業主体:調布市

表 2.33 西部公民館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにします。	長期
トイレ	一般トイレにおける、車いす利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備を整備します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム等の活用等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

オ 青少年交流館 事業主体:調布市

表 2.34 青少年交流館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者の意見を参考に、乳幼児を連れた方への対応の必要性を検討します。	検討中
	[車いす利用者用トイレ]動線の支障となる障害物を撤去します。	短期
	[車いす利用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
駐輪場	駐輪場の使いやすさの向上と整理・整頓を実施します。	継続
案内・情報 バリアフリー	トイレ等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備の設置の必要性を検討します。	検討中
	案内サインの多言語化を実施します。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## カ デイセンターまなびや 事業主体:調布市

表 2.35 デイセンターまなびやにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐輪場	施設利用者向けの駐輪場の整理をします。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員研修を実施します。	継続

## キ ちょうふの里 事業主体:調布市

表 2.36 ちょうふの里における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮します(段差や勾配の解消等)。	長期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(窓ガラス,両側車いす用操作盤の設置等)。	長期
階段	利用しやすい階段を整備します(両側,2段手すりの設置,段鼻の強調,カラーユニバーサルデザインに配慮等)。	長期
トイレ	一般トイレにおける,洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室,オストメイト対応設備を整備します。	長期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置,乗降スペース,分かりやすい表示等)。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報バリアフリー	出入口やトイレ,エレベーター,駐車場等があることを示す案内表示を設置します。	長期
	大規模修繕までの間,簡易的な方法で分かりやすさに配慮した案内サインを設置します。	短期・中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し,設置を示す案内を掲示します。	長期
教育啓発・心のバリアフリー	新入職員研修時に,高齢者や障害者についての基本的な対応や尊厳等の学習及び利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続

ク 子ども発達センター 事業主体:調布市

表 2.37 子ども発達センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	長期
	一般トイレにおける,洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室,オストメイト対応設備を整備します。	長期
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため,ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し,分かりやすい案内を表示します。	長期
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から,男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保します。	長期
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	案内サインの多言語化を実施します。	短期
	筆談具の設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できるように,必要に応じて職員による付添対応を実施します。	継続

ケ 知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる 事業主体:調布市

表 2.38 知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいるにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	聴覚障害者の緊急時の対応等のため,戸にはガラス等による窓等を設けることにより,内と外が見えるようにします。	検討中
階段	カラーユニバーサルデザインに配慮し,段鼻を識別しやすいようにします。	検討中
駐輪場	施設利用者向けの駐輪場の整理・整備をします。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員研修を実施します。	継続

コ 調布福祉園 事業主体:社会福祉法人 大泉旭学園 調布福祉園

表 2.39 調布福祉園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	建て替えに合わせ、共通の配慮事項や移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化を実施します。	中期

サ 味の素スタジアム(東京スタジアム) 事業主体:株式会社東京スタジアム

表 2.40 味の素スタジアム(東京スタジアム)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、車いす使用者用トイレでの代用も含め、男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓します。	継続
案内・情報バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを準備し、設置や設置を示す案内の掲示を行うようイベント主催者へ依頼します。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。(イベント主催者と協力)	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員の案内所等への配置検討をイベント主催者へ依頼します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応充実をイベント主催者へ依頼します。	継続

シ 武蔵野の森総合スポーツプラザ 事業主体:東京都

表 2.41 武蔵野の森総合スポーツプラザにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	ガラス窓の導入等について、必要に応じて長期的に検討していきます。	長期
トイレ	利用状況等を元に、トイレのベビーチェアやベビーベッドの設置数や設置場所が適切であるか長期的に検討していきます。	長期

案内・情報 バリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック等の案内・情報バリアフリーのための設置物が適切に運用されているか、長期的に検討を行っていきます。	長期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## ス 調布アーバンホテル 事業主体:株式会社タイレル 調布アーバンホテル

表 2.42 調布アーバンホテルにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	筆談具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## セ スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店

事業主体:ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店

表 2.43 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮します(文字等の浮彫, 音声案内 等)。	中期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]誰もが分かりやすく, かつ利用しやすいボタンを設置します(開閉ボタンの位置 等)。	中期
	[車いす使用者用トイレ]袖壁を設けることや, 開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど, 車いす使用者が出入りしやすいように配慮します。	中期
	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	中期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは JIS 規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用します。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは出入口から受付までの間を敷設するなど, 障害当事者参加により敷設方法を検討します。	長期

案内・情報 バリアフリー	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	中期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## (5) その他の事業

### ア 飛田給駅北公衆トイレ 事業主体：調布市

表 2.44 飛田給駅北公衆トイレにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	情報過多による混乱を招かないよう音声案内情報を改善します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	検討中





## 第3章 京王多摩川駅周辺地区バリアフリー基本構想

### 1 重点整備地区の基本的な方針

本地区は、旧基本構想において、駅及び駅周辺のバリアフリー化が進んでおり将来的な動向を見据えバリアフリー化を展開していく地区（展開地区）として独自に設定され、それぞれの課題に応じたバリアフリー化を推進してきました。

また、京王多摩川駅の周辺で、土地区画整理事業\*等の予定があることから、積極的にバリアフリー化を推進する必要があります。

本地区の移動等円滑化に関する基本的な方針は、マスタープランで示す以下の基本目標の達成を基本とします。また、土地区画整理事業などの関連事業との連携を図り、より実効性の高い計画とします。

#### <基本目標>

##### ■実現性

目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期（～令和7年度）・中期（令和8年度～令和12年度）・長期（令和13年度以降）の3段階に設定します。

##### ■継続性

マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。

##### ■発展性

マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況に併せた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

バリアフリー化に当たっては、地区内の生活関連施設及び生活関連経路において、アンケート調査やまちあるき点検の結果を踏まえ、積極的に特定事業を位置づけ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

## 2 重点整備地区の位置及び区域

### (1) 重点整備地区

重点整備地区は、生活関連施設及び生活関連経路を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区になります。また、総合的に都市の機能を向上させるうえで、有効かつ適切な地区を含む範囲を設定します。

「京王多摩川駅周辺地区」は、旧基本構想において、将来的にバリアフリー化を展開していく展開地区として設定されており、土地区画整理事業などが予定されていることから、新たに重点整備地区に設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。(面積:約65ha)

### (2) 生活関連施設

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

重点整備地区の生活関連施設は、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

#### 【生活関連施設の設定方針】

- ①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設
- ②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設
- ③協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設
- ④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる公共施設やバリアフリー化により生活利便性が高まる小規模郵便局、金融機関、公園等を生活関連施設に設定します。

参考(旧基本構想における生活関連施設の設定方針)

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※1
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設

※1 対象目的施設:調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。  
ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設(「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設)  
イ ベビーカー使用者等の特定の利用者層が多い施設  
ウ 上記ア、イと同じ施設内又は駅からそこまで至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

表 3.1 生活関連施設の抽出条件

分類		重点整備地区	設定方針			
			①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・老人憩いの家・シルバー人材センター	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	●	●		
	その他公共施設	警察署		●		
	医療施設	病院(100床以上)	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館			●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●			
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫				●
	郵便局	調布郵便局	●			
生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局					●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)		●		

表 3.2 京王多摩川駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称
旅客施設		京王相模原線京王多摩川駅
建築物	公民館・集会所	下石原地域福祉センター
		小島町ふれあいの家
	保健・福祉施設	こころの健康支援センター・健康活動ひろば
		シルバー人材センター
	文化・体育施設	京王閣競輪場
郷土博物館		
金融機関	昭和信用金庫多摩川支店	
郵便局	調布小島郵便局	
公園	その他公園	京王多摩川さくら広場
路外駐車場		リパーク京王閣

### (3) 生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

重点整備地区では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

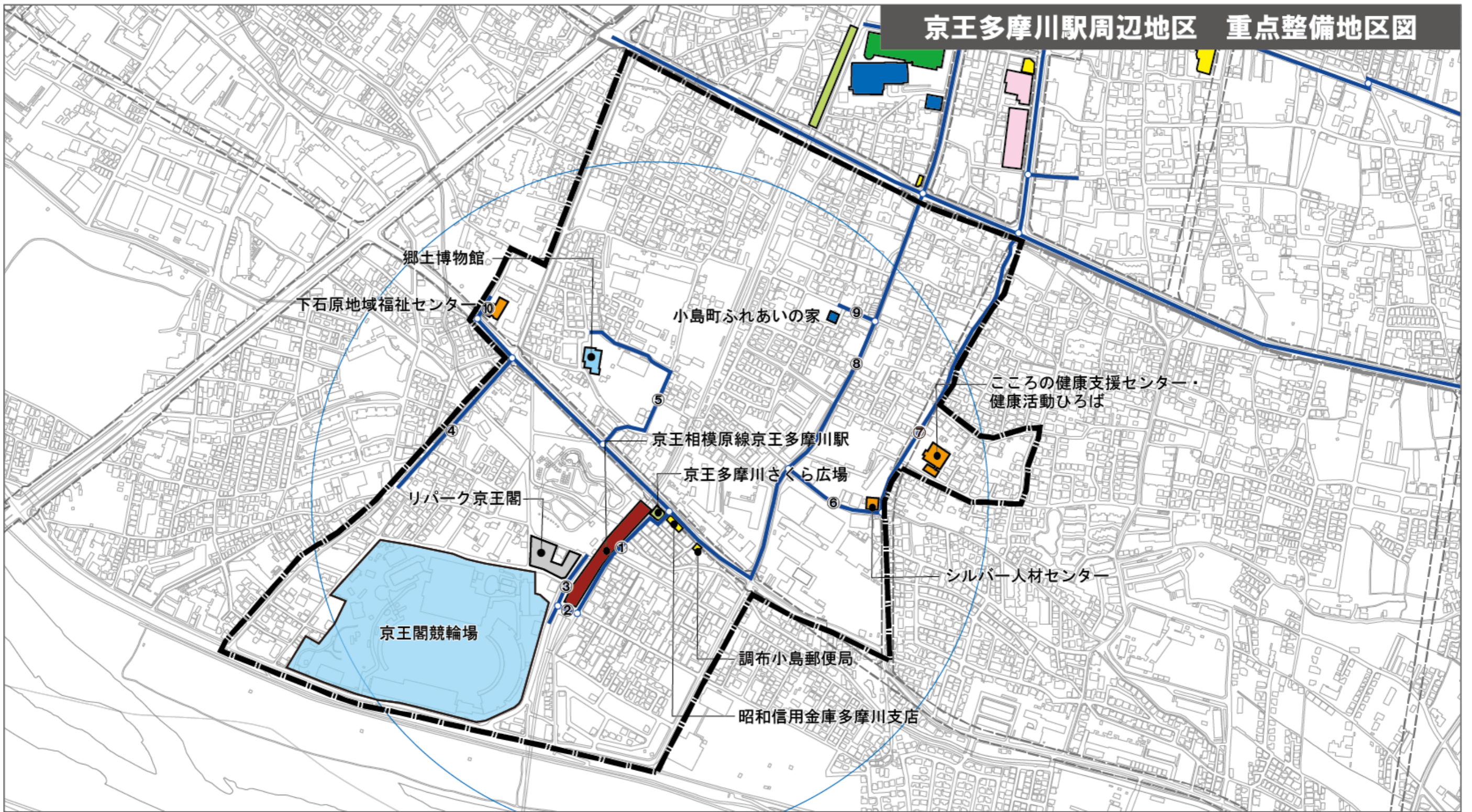
なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、重点整備地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

#### 【生活関連経路の設定方針】

- ①生活関連施設相互間の経路
- ②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路・ネットワーク経路
- ③エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路
- ④上位関連計画<sup>※1</sup>において優先整備路線等に指定されている経路

※1 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画), 東京都道路バリアフリー推進計画, 調布市道路網計画, 調布市自転車ネットワーク計画, 東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み(重点整備区間), 国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路<sup>※</sup>





生活関連施設				生活関連経路等		重点整備地区
旅客施設	文化・体育施設	複合施設	緑色	生活関連経路	経路番号	京王多摩川駅
行政機関・公共施設等	商業施設	都市公園等	青色	都市計画道路	---	65ha
保健・福祉施設	金融機関・郵便局	路外駐車場	黄色			調布駅・布田駅・国領駅

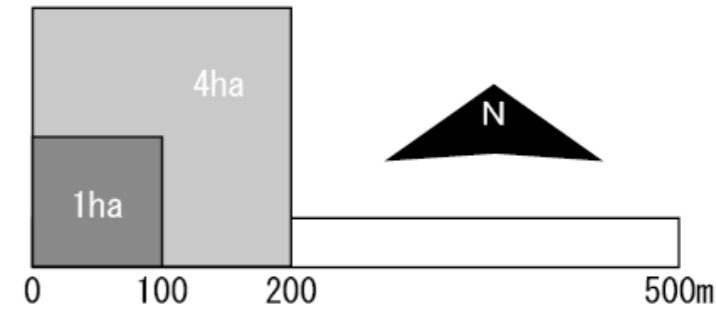


图 3.1 京王多摩川駅周辺地区 重点整備地区図







### 3 移動等円滑化に関する事項

重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

なお、バリアフリー方針の内容は、別冊のマスタープランで示します。

また、アンケート調査結果やまちあるき点検結果における京王多摩川駅周辺地区に関する意見を基に、移動等円滑化に関する考え方を以下のとおり整理しました。

#### (1) 公共交通の移動等円滑化

京王多摩川駅では、エレベーターや車いす使用者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの基本的なバリアフリー整備がされています。

一方で、線路の曲線部に駅が設けられているため、ホームと車両の間に隙間が生じるなどの課題がありますが、駅の立地・構造上、改善が難しいという側面もあります。今後はそれら課題の改善を含め、更なるバリアフリー化による利便性・安全性の向上を目指します。

また、バス・タクシーでは、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及や乗務員教育の強化が課題となっています。

そのため、今後は京王多摩川駅周辺で予定されている土地区画整理事業との連携を図り、上記の課題を改善していくとともに、高齢者、障害者等に対する理解促進や施設利用の手助けといった人的対応・心のバリアフリーに関する取組も実施します。

#### (2) 道路の移動等円滑化

本地区は地形や都市構造的な制約から狭隘な道路も多く、生活関連経路に設定した道路は歩道の整備が進んでいますが、一部の区間で歩道が設置されておらず、歩行空間として十分な幅員が確保されていない箇所があります。

そのため、既存道路の安全性向上に向けたバリアフリー化や舗装、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を実施します。

### (3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化

本地区は、音響式信号機やエスコートゾーンなど、視覚障害者を誘導する施設の設置に課題があります。

こうした課題を踏まえ、音響式信号機や経過時間表示式信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置や横断歩道における歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。

あわせて、自転車利用者へのマナー啓発活動を積極的に実施します。

### (4) 建築物(路外駐車場を含む)の移動等円滑化

建築物では、十分な広さ・設備を有した車いす使用者用トイレやエレベーターが設置され、比較的高い水準のバリアフリー化が図られた箇所もありますが、それらの設備の未設置や出入口や通路等における段差・勾配が解消されていない箇所なども多くあります。

そのため、マスタープランで示すバリアフリー方針に基づき、高齢者、障害者等が利用可能かつ利用しやすい設備の設置や案内の充実など、建築物や路外駐車場のバリアフリー化を図ります。

また、令和2年の改正バリアフリー法において、心のバリアフリーに関する特定事業として新たに追加された「教育啓発特定事業」についても積極的に位置づけていきます。

### (5) 公園の移動等円滑化

生活関連施設に設定した京王多摩川さくら広場は、京王多摩川駅に隣接しており、開放的な広場として地域住民等に利用されています。

公園については、主要な動線上に障害物を置かないようにするなど、適切な維持管理を実施します。

## 4 特定事業の内容

移動等円滑化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業、教育啓発特定事業を位置づけました。

なお、事業の実施時期については、短期（令和3年度～令和7年度）、中期（令和8年度～令和12年度）、長期（令和13年度以降）の3区分とし、長期には、継続的に実施する事業のほか、目標年次である令和12年度までに実現が困難であり長期的な検討を要する事業についても位置づけます。

基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、「特定事業計画の作成」と「これに基づく事業実施」の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

なお、各事業に示す実施時期の期間は、以下のとおりです。

短期	: 令和3年度～令和7年度に着手・検討
中期	: 令和8年度～令和12年度に着手・検討
長期	: 令和13年度以降に着手・検討
継続	: 計画期間を通じて継続的に実施・検討
順次	: 実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	: 実施時期について今後検討

表 3.3 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	分類	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	京王相模原線京王多摩川駅	113
	バス	路線バス(京王電鉄バス株式会社)	113
		コミュニティバス(京王電鉄バス株式会社)	114
	タクシー	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	114
		タクシー(一般社団法人東京都個人タクシー協会)	115
道路 特定事業	市道	①市道南92号線	116
		②市道南91号線	116
		③市道南89号線	116
		④主要市道19号線	117
		⑤市道南69,71号線	117
		⑥市道南101号線	118
		⑦市道南102号線(保健所通り)	118
	都道	⑧下石原小島線(一般都道120号線)	118
	市道	⑧市道南70号線	118
		⑨市道南76号線	119
⑩市道南50-1号線		119	
交通安全 特定事業	—	信号機等	120
建築物 特定事業	公民館・ 集会所	下石原地域福祉センター	121
		小島町ふれあいの家	121
	保健・ 福祉施設	こころの健康支援センター・健康活動ひろば	121
		シルバー人材センター	122
	文化・ 体育施設	京王閣競輪場	122
		郷土博物館	123
	金融機関	昭和信用金庫多摩川支店	124
郵便局	調布小島郵便局	124	
都市公園 特定事業	その他 公園	京王多摩川さくら広場	125
路外駐車場 特定事業	—	リパーク京王閣	125

※道路特定事業に示す①～⑩の番号は107ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業者 事業主体:京王電鉄株式会社

表 3.4 鉄道事業者における事業の内容

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
京王 多摩川駅	全体	施設・設備の更新に併せて以下のバリアフリー化検討を行います。また、実施時期等については市と協議します。 ○視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への統一、敷設位置の調整 ○エレベーターの更新・大型化 ○券売機の蹴込み設置 ○車いす利用者用トイレの更新と一般トイレへの機能分散化	検討中
	ホーム	可動式ホーム柵の設置・ホームと車両の段差や隙間を縮小します。	検討中
	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
	案内・情報 バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を掲示します。	継続
	教育啓発・ 心の バリアフリー	駅係員, 乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー, バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(ポスター・ホームページ等)。	継続

イ バス事業者(路線バス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 3.5 京王電鉄バス(路線バス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋(電灯付き)の設置を促進します。	中期

その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ウ バス事業者(コミュニティバス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 3.6 京王電鉄バス(コミュニティバス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

エ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 3.7 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入を促進します。	順次

教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
-------------------	---------------------------------	----

オ タクシー事業者 事業主体：一般社団法人東京都個人タクシー協会

表 3.8 東京都個人タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入促進に向け、情報提供していきます。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードの設置を啓発していきます。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
役務の提供 (人的対応)	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続



## (2) 道路特定事業

### ア 経路番号:① 市道南92号線 事業主体:調布市

表 3.9 経路番号①における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

### イ 経路番号:② 市道南91号線 事業主体:調布市

表 3.10 経路番号②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

### ウ 経路番号:③ 市道南89号線 事業主体:調布市

表 3.11 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩道のバリアフリー化を行います(勾配の解消, インターロッキングブロックの据替)。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
---------------	---	----

エ 経路番号:④ 主要市道19号線 事業主体:調布市

表 3.12 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け, 歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

オ 経路番号:⑤ 市道南69,71号線 事業主体:調布市

表 3.13 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

カ 経路番号:⑥ 市道南101号線 事業主体:調布市

表 3.14 経路番号⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

キ 経路番号:⑦ 市道南102号線(保健所通り) 事業主体:調布市

表 3.15 経路番号⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ク 経路番号:⑧ 下石原小島線(一般都道120号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 3.16 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩道の横断勾配の改善や, 舗装等の修繕に努めます。	継続
	道路施設形体の状況を踏まえ, 視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ケ 経路番号:⑧ 市道南70号線 事業主体:調布市

表 3.17 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	検討中

歩道等	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	検討中
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	バス停は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

コ 経路番号:⑨ 市道南76号線 事業主体:調布市

表 3.18 経路番号⑨における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

サ 経路番号:⑩ 市道南50-1号線 事業主体:調布市

表 3.19 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

### (3) 交通安全特定事業

#### ア 事業主体: 東京都公安委員会

表 3.20 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。(道路管理者と連携)	順次
安全対策	歩道のない道路では, 路側帯の拡幅や平坦化, ガードレールの設置, 舗装のカラー化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示など, 経路の実情に合った交通安全対策を検討します(道路管理者と連携)。	順次
教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(道路管理者と連携)。	継続

#### (4) 建築物特定事業

##### ア 下石原地域福祉センター 事業主体:調布市

表 3.21 下石原地域福祉センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(十分な広さの確保, 障害物の撤去, 利用しやすいボタン, 袖壁, 温水洗浄便座, 目隠しカーテンの設置等)。	短期
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	短期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

##### イ 小島町ふれあいの家 事業主体:調布市

表 3.22 小島町ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

##### ウ こころの健康支援センター・健康活動ひろば 事業主体:調布市

表 3.23 こころの健康支援センター・健康活動ひろばにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	コミュニケーションボードの設置を示す案内を掲示します。	短期

エ シルバー人材センター 事業主体:公益社団法人調布市シルバー人材センター

表 3.24 シルバー人材センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	大規模改修時は、共通の配慮事項や移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化を実施します。	長期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	短期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	短期
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	短期

※大規模改修を伴う事業は施設所有者である調布市との協議・検討により実施します。

オ 京王閣競輪場 事業主体:株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合

表 3.25 京王閣競輪場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・ 敷地内通路	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保します(安全で使いやすい戸, 出入口幅85cm 以上 等)。	中期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(窓ガラス, 両側車いす用操作盤, 鏡の設置 等)。	検討中
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 勾配の改善, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮 等)。	検討中
観覧席	通路に置かれた物等が通行の妨げにならないように配慮します。	継続
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(大型ベッド, 利用しやすいボタン, 袖壁, 目隠しカーテンの設置, 設備の適切な配置, 左麻痺・右麻痺への配慮 等)。	検討中
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	検討中
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, 分かりやすい案内を表示します。	検討中
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	検討中



駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置, 乗降スペース, 分かりやすい表示, 屋根 等)。	検討中
その他設備	利用しやすく, 分かりやすい案内所等を設置します(視覚障害者誘導用ブロック, 音声案内, 点字, インターホン, 車いす使用者でも利用しやすい高さのカウンターの設置 等)。	検討中
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	検討中
	案内サインのカラーユニバーサルデザインに配慮します。	検討中
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS 規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	検討中
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により, 設置位置を把握できるように配慮します。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

## カ 郷土博物館 事業主体:調布市

表 3.26 郷土博物館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(十分な大きさ・基数の確保, 浮彫ボタン, 音声案内, 窓ガラス, 両側車いす用操作盤, 鏡の設置 等)。	短期
階段	カラーユニバーサルデザインに配慮し, 識別しやすい段鼻を設置します。	短期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	エレベーター等の優先利用に関して,利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

キ 昭和信用金庫多摩川支店 事業主体:昭和信用金庫多摩川支店

表 3.27 昭和信用金庫多摩川支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について,係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ク 調布小島郵便局 事業主体:調布小島郵便局

表 3.28 調布小島郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮します(段差や勾配の解消等)。	中期
案内・情報バリアフリー	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS規格適合,輝度比の確保,滑りにくい材質,障害当事者参加による敷設方法の検討)。	中期
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により,設置位置を把握できるように配慮します。	中期

## (5) 都市公園特定事業

### ア 京王多摩川さくら広場 事業主体:調布市

表 3.29 京王多摩川さくら広場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	主要な動線上に障害物を置かないように配慮します。	継続

## (6) 路外駐車場特定事業

### ア リパーク京王閣 事業主体:三井不動産リアルティ株式会社

表 3.30 リパーク京王閣における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続



## 第4章 市全域で取り組む事業

調布駅・布田駅・国領駅周辺地区、飛田給駅周辺地区、京王多摩川駅周辺地区の各重点整備地区におけるバリアフリー基本構想では、設定した地区の課題を整理し、これに基づき特定事業等を位置づけています。

第4章では、地区の枠組みを超えて、マスタープランで示す「市全域におけるバリアフリー化の促進」に基づき、調布市が主体となって市全域で取り組む事業を位置づけます。

なお、以降に示す市全域で取り組む事業は、特定事業と同様に、取組の進捗管理を行い、段階的かつ継続的な発展を目指していきます。

また、教育啓発特定事業については、バリアフリー法に基づき、特定事業計画の作成と事業実施により、主にソフト面におけるバリアフリー化を推進していきます。

## 1 教育啓発特定事業

心のバリアフリーの促進に向けて、「教育啓発特定事業」として以下の事業に取り組みます。

表 4.1 教育啓発特定事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発	総合的な学習の時間や職場体験学習等により, 児童, 生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発を実施します。	継続
	様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動を実施します。	継続
	不法占用物等の指導や看板等の違反屋外広告物の対策を実施します。	継続
	市民や職員, 従業員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します(障害理解, 適切な対応等)。	継続
	エレベーターや車いす使用者用トイレ, 車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

## 2 人的対応・接遇

心のバリアフリーの促進に向けて、「人的対応・接遇」として以下の事業に取り組みます。

表 4.2 人的対応・接遇に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内所等	手話のできる職員等を案内所等に配置するように努めます。	継続
投票所	投票所において, 車いす, 老眼鏡, 文鎮, 点字器, 身障者用記載台, コミュニケーションボードなどを用意するとともに, 必要に応じて階段や段差等を解消するための簡易スロープを設置します。また, 投票所で事務従事する職員向けのマニュアルに高齢者, 障害者等への対応について掲載し, 説明会にて説明します。	継続
図書館	図書館において, 高齢者, 障害者等に配慮したサービスを提供します(音訳サービス, 点訳サービス, 宅配サービス等)。	継続

### 3 情報提供

情報提供におけるバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.3 情報提供に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
情報提供	必要に応じて手話通訳者等を起用し、説明会等で話す内容を同時通訳します。	継続
	調布市ホームページの利用しやすさに配慮します（音声読み上げ機能や文字サイズ・背景色の変更等）。	継続
	市報発行時の「声の広報」による市政情報の発信や説明会の資料等において、必要に応じて音声情報や点字情報等を提供します。	継続
	投票所において、筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	継続
	「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方にに基づき、旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進します。	継続

### 4 通学路の安全対策

通学路の安全対策として以下の事業に取り組みます。

表 4.4 通学路の安全対策に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
交通安全教育	教育委員会や交通管理者と連携し、交通安全教育や啓発活動を実施します。	継続
安全対策	地域住民や関係事業者等を含めた意見交換等を実施し、通学路の安全対策を実施します。	継続

## 5 施設整備におけるバリアフリー

小規模施設等のバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.5 小規模施設等におけるバリアフリーに関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
商店	小規模商店等におけるバリアフリー改修等の助成事業を検討します。	継続
開発に伴う道路管理者との連携	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を推進します。	継続

## 6 自転車走行空間の整備，放置自転車対策等

自転車対策に関して以下の事業に取り組みます。

表 4.6 自転車対策に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
自転車走行空間の整備	都市計画道路の整備等に併せた空間整備を実施します。	継続
	自転車走行空間のサインを表示します。	継続
放置自転車対策	生活関連経路をはじめとする放置自転車等禁止区域での撤去を継続します。	継続
	放置自転車等の禁止に関する啓発案内の設置を継続します。	継続
	放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。	継続
利用マナーの啓発	自転車利用マナーの向上への啓発活動を実施します。	継続



## 7 障害者スポーツの振興

障害者スポーツの振興に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.7 障害者スポーツの振興に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
障害者スポーツの振興	障害者スポーツの振興における協議体を活用し、各分野が連携し課題解決に向けた取組を実施します。	継続
	様々な主体との連携による体験会や講演会等障害者スポーツ振興事業を実施します。	継続
	地域の担い手の育成、充実に向けて検討します。	継続

## 8 災害に備えた対策

災害時を想定したバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.8 災害に備えた対策に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
災害に備えた対策	調布市防災マップ及び調布市洪水ハザードマップについて、視覚障害者の理解・周知のための音声情報や点字情報等を提供します。	継続

## 9 工事中のバリアフリー

工事中のバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.9 工事中のバリアフリー化に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路等	仮設構造物等の設置により、通路等に段差が生じないようにします。	継続
	安全に留意した迂回路を設定し、十分な幅員を確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックやエスコートゾーンの断絶が起こらないようにします。	継続
人的対応	誘導員を配置し、安全管理と適切な誘導を実施します。	継続
情報提供	工事情報を事前に近隣住民に提供します。	継続

## 10 福祉施策等との連携促進

福祉施策等と連携したバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.10 福祉施策等との連携に関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
福祉移送サービス	高齢者、障害者等の移動手段の確保の更なる充実について検討します。	継続
スマートフォン講習	高齢者向けスマートフォン講習を実施します。	継続
音声案内	歩行時間延長信号機用小型送信機の普及を促進します。	継続

## 11 高齢者、障害者等の意見を反映する仕組み

当事者参加によるバリアフリー化の促進に向けて、以下の事業に取り組みます。

表 4.11 高齢者、障害者等の意見を反映する仕組みに関する事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
仕組み	バリアフリー推進協議会を活用した高齢者、障害者等の意見反映のシステム構築	継続

## 第5章 バリアフリー基本構想の推進

以下の推進の枠組みにより、基本構想を推進していきます。

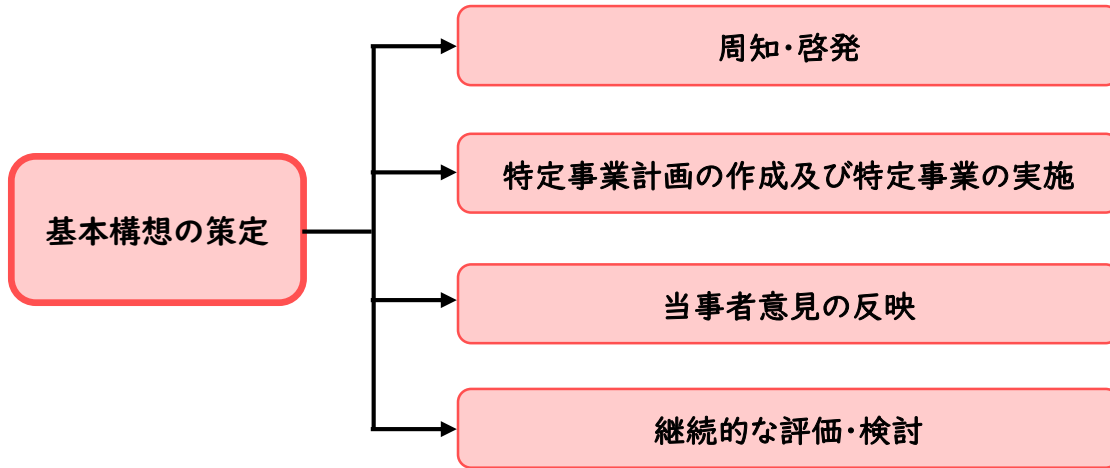


図 5.1 基本構想の推進の枠組み

### 1 基本構想の周知・啓発

マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項（バリアフリー方針等）や心のバリアフリーなどについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していきます。

また、基本構想に基づく整備の進捗状況など、バリアフリー施策の推進に関する情報を取りまとめ、市民に提供できるよう市のホームページ等において情報公開します。

### 2 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

基本構想の策定後、特定事業に位置づけられた施設設置管理者等は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられています。

このことから、「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」、「飛田給駅周辺地区」、「京王多摩川駅周辺地区」の3つの重点整備地区における施設設置管理者等は、基本構想策定後1年を目途に、単独又は共同して関係者と十分な意見交換を行い、特定事業計画を作成するとともに、事業の実施によりハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していきます。

また、特定事業計画の作成時や特定事業等の実施段階においては、多様な当事者の参加による意見交換等を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図るように働きかけていきます。

### 3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討

調布市では、「調布市バリアフリー推進協議会」を引き続き設置し、基本構想策定後も、特定事業計画の作成(Plan)、特定事業等の実施状況の把握(Do)、事業実施後の点検(Check)と改善策の提案(Action)等といったPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指します。

協議会では、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図るとともに、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて特定事業等の追加を検討していきます。

また、市全域における発展や、市民提案の発意により新たな重点整備地区の設定を検討するなど、今後も定期的に基本構想の見直しを行います。

なお、重点整備地区として新たに追加した京王多摩川駅周辺地区では、今後の土地区画整理事業等の進捗に十分に留意するとともに、必要に応じて基本構想や特定事業計画の見直しを含め、検討を行います。

## 3 調布市バリアフリー推進協議会要綱・委員

<調布市バリアフリー推進協議会要綱>

### 第1 設置

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく移動等円滑化促進方針の作成並びに第25条に基づく調布市バリアフリー基本構想の作成及びバリアフリーに関する各種事業の円滑な推進のため、調布市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### 第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調布市移動等円滑化促進方針の作成に関すること。
- (2) 調布市バリアフリー基本構想の作成に関すること。
- (3) 次に掲げる事業計画の作成及び進行管理に関すること。

ア 法第28条に規定する公共交通特定事業計画

イ 法第31条に規定する道路特定事業計画

ウ 法第33条に規定する路外駐車場特定事業計画

エ 法第34条に規定する都市公園特定事業計画

オ 法第35条に規定する建築物特定事業計画

カ 法第36条に規定する交通安全特定事業計画

キ アからカまでに掲げるもののほか、市が定めるバリアフリーに関する事業計画

- (4) 公共サインの検討に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### 第3 構成

協議会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）21人以上をもって構成する。

- (1) 市民 2人以上
- (2) 学識経験者 2人以上
- (3) 公共交通事業者の従業員 3人以上
- (4) 商工関係者 1人
- (5) 福祉関係者 6人以上
- (6) 行政関係者 7人以上

### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第6 招集

協議会は、会長が招集する。

#### 第7 意見の聴取

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第8 部会

協議会に、所掌事項に関する特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第9 庶務

協議会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

#### 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期の満了する日は、第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

#### 附 則（令和3年1月20日要綱第4号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

<調布市バリアフリー推進協議会委員>

	氏名	所属	区分	備考
1	秋山 哲男	学校法人中央大学研究開発機構教授	学識経験者	会長
2	丹羽 菜生	学校法人中央大学研究開発機構助教	学識経験者	副会長
3	高木 かおり	公募市民	市民	
4	坪井 英樹	公募市民	市民	
5	篠田 貴宏	京王電鉄株式会社鉄道事業本部計画管理部計画担当課長	公共交通事業者	前任 藤井 一郎
6	正殿 真司	京王電鉄バス株式会社安全技術部安全推進・サービス向上担当課長	公共交通事業者	前任 奥田 泰大
7	近藤 和彦	小田急バス株式会社運輸営業部営業担当課長	公共交通事業者	前任 三宅 信彦
8	玉村 秀樹	調布市商工会理事・ 建設業部会副部会長(株式会社創建)	商工関係者	前任 村澤 守
9	岸本 直美	調布市老人クラブ連合会副会長	福祉関係者	前任 新井 豊
10	菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会理事	福祉関係者	
11	浅利 紀子	調布心身障害児・者親の会副会長	福祉関係者	
12	高橋 貞夫	調布市聴覚障害者協会監事	福祉関係者	
13	愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会会長	福祉関係者	
14	今井 英敏	調布市精神障害者家族会かささぎ会	福祉関係者	
15	斎藤 正和	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所交通対策課長	行政関係者	前任 島袋 達
16	徳差 宣	東京都建設局北多摩南部建設事務所補修課長	行政関係者	
17	片渕 裕樹	警視庁調布警察署交通課長	行政関係者	前任 伊藤 由佳里
18	上野 雅男	国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課長	行政関係者	前任 遠藤 幸
19	木内 盛雅	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通政策担当課長	行政関係者	
20	野澤 薫	福祉健康部長	行政関係者	
21	代田 敏彦	都市整備部参事(外環担当)	行政関係者	前任 八田 主税

敬称略

## 4 パブリック・コメント手続の概要

### <意見募集の概要>

(1) 意見の募集期間

令和4年1月20日(木)～令和4年2月18日(金)

(2) 周知方法

令和4年1月20日号市報及び市ホームページ

(3) 資料の閲覧場所

市役所7階交通対策課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館, 各公民館, 教育会館1階, 深大寺・下石原・染地を除く各地域福祉センター, みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)

(4) 意見の提出方法

氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所交通対策課まで提出

※ 資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

### <意見募集の結果概要>

(1) 意見提出件数 件(19人)

(2) 提出意見の内訳

ア 調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～(案)に対する意見 〇件

イ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

ウ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【飛田給駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

エ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【京王多摩川駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

オ 計画全般に対する意見 〇件

カ その他意見 〇件



## 用語集

### あ 行

用語	意味
味の素スタジアム	ネーミングライツ契約期間中の東京スタジアムの名称。
移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する基準のこと。公共交通移動等円滑化基準, 道路移動等円滑化基準, 路外駐車場移動等円滑化基準, 都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準がある。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法に基づき, バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため, 各種施設等のバリアフリー化の整備目標等を定めた基本方針のこと。
エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置される, 視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。
LGBTQ	性的指向や性自認等についてのありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBTQ とは, 「lesbian」(レズビアン, 女性同性愛者), 「gay」(ゲイ, 男性同性愛者), 「bisexual」(バイセクシュアル, 両性愛者), 「transgender」(トランスジェンダー, 出生時に診断された性と自認する性の不一致), 「questioning」(クエスチョニング, 自分自身のセクシュアリティを決められない, 分からない, または決めない人)の頭文字をとった語である。
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け, 腹部に排泄するための孔(ストーマ)を設け, 排泄, 排尿に対応するための袋(パウチ)を装着している。
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため, 誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

### か 行

用語	意味
可動式ホーム柵	車両ドア部分に設けられた可動柵部が車両ドアと連動して開閉することにより, 乗客と進入する列車とを安全に区画する安全装置のひとつ。
カラーユニバーサルデザイン	多様な色覚に配慮して, 情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように, 利用者の視点に立ってデザインすること。

輝度比	舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を表す指標として用いられるもの。
経過時間表示式信号機	青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。
高齢者，障害者等	高齢者，全ての障害者，妊産婦，けが人等，日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者のこと。
心のバリアフリー	高齢者，障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために，施設整備（ハード面）だけでなく，高齢者，障害者等の困難をすべての人々が自らの問題として意識し，相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

## さ 行

用語	意味
サイン	屋内外に設置する案内用視覚表示設備のこと。歩行者用の一般的なサインは、「案内地図サイン」、「誘導サイン」、「位置サイン」、「規制サイン」、「説明サイン」に分類することができる。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される線状，点状の突起をもった床材等のこと。
JIS（=Japanese Industrial Standards）	日本産業規格（日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格）のこと。標準化の意義は，自由に放置すれば，多様化・複雑化・無秩序化してしまうモノやコトについて，公正性の確保や，安全や健康の保持などの観点から，技術文書として国レベルの「規格」を制定し，これを全国的に「統一」又は「単純化」すること。
準生活関連経路	生活関連経路に準じた整備を行う経路のこと（旧基本構想における調布市独自の設定）。
準生活関連施設	生活関連施設に準じた整備を行う施設のこと（旧基本構想における調布市独自の設定）。
障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため，障害者の権利の実現のための措置等を規定するもの。
障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
生活関連施設	高齢者，障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設，官公庁施設，福祉施設その他の施設のこと。

正着	高齢者・障害者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
ソフト	考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

## た 行

用語	意味
段鼻	階段の段板(踏み板)の先端部分のこと。
特定事業	移動等の円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。
特定事業計画	移動等円滑化基本構想に定められた事業に基づき、各施設設置管理者等がその事業を実施するために具体的な事業内容や計画期間等を定めた計画のこと。
特定道路	生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路(国土交通大臣が指定)で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準(省令)又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
都市計画道路	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

## な 行

用語	意味
ネットワーク経路	旧基本構想において、地区の横断的な歩行空間ネットワークとしてできる限りバリアフリー化を実施する経路のこと(調布市独自の設定)。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。
ノンステップバス	車両内で階段がないバスのこと。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

## は 行

用語	意味
ハード	道路や建築物, 設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方, システム, 制度など主に運用に関するもの。
パブリック・コメント手続	市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定等に当たり, 当該政策等の策定等をする前の適切な時期に政策等の案等を公表し, 市民が意見を提出する機会を保障するとともに, 提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等を行い, 提出された意見や意見に対する実施機関の考え方などを公表する一連の手続のこと。
バリアフリー	高齢者, 障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで, 物理的, 社会的, 制度的, 心理的な障壁, 情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方のこと。
ハートフルアドバイザー	高齢者や障害者に対して接客サービスを提供するために必要な知識・技術として, 接客サービス事業者に与えられる, 厚生労働省認定の資格のこと。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方, 内部障害や難病の方, または妊娠初期の方等, 援助や配慮を必要としていることが, 外見からは分からない方がいる。そうした方々が, 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで, 援助が得やすくなるよう, 東京都が平成 24 年に作成したマークのこと。
ボラード	歩道や建築物の出入口などに, 車両の進入抑止や交通流の整流化等の目的で設置される杭のこと。

## や 行

用語	意味
ユニバーサルデザイン	障害の有無, 年齢, 性別, 人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。
ユニバーサルデザインタクシー	健康な方はもちろんのこと, 足腰の弱い高齢者, 車いす使用者, ベビーカー利用の親子連れ, 妊娠中の方など, 誰もが利用しやすいタクシーのこと。

## ら 行

用語	意味
連続立体交差事業	道路と鉄道の平面交差を立体化することにより, 踏切をなくし, 交通の円滑化と安全性を向上させることを目指すもの。

<p><b>路外駐車場</b></p>	<p>道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって不特定多数の人が利用できる駐車場のこと。</p>
<p><b>路側帯</b></p>	<p>歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの。</p>



登録番号  
(刊行物番号)

〇〇〇〇-〇〇

---

---

調布市バリアフリー基本構想  
～地区別計画～

---

令和4年3月

編集・発行 調布市 都市整備部 交通対策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

電話番号 042-481-7454

ファクス 042-481-6800

---

---

